

# 国民健康保険野上厚生病院組合会計年度任用職員登録募集要項

当院で会計年度任用職員として勤務していただける方を随時募集いたします。

会計年度任用職員とは、職員の補助として1会計年度内（4月1日～翌年3月31日まで）を任期として任用される職員です。

あらかじめ登録をしていただき、必要に応じて登録者の中から選考して任用します。

登録申込期間	令和3年3月5日から令和3年3月19日まで ※下記提出書類を国保野上厚生総合病院 総務課までご提出下さい。 ※期間終了後も随時受付します。 ※ご登録いただいても、登録期間中に連絡がない場合があります。 ※登録者の中から選考するほか、ハローワーク等を通じて直接募集することもあります。
登録有効期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
提出書類	・会計年度任用職員登録申請書 国保野上厚生総合病院ホームページからダウンロードしていただけます
提出方法	郵送の場合は、必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「令和3年度 会計年度任用職員登録申請」と朱書してください。

- 任用期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで  
※業務の必要性や勤務実績等を考慮し、翌年度に再度の任用を行う場合があります。
- 試用期間 1ヶ月の試用期間を設けます。（再度の任用の場合も同様）
- 応募資格  
以下のいずれかに該当する人は、受験できません。
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人
  - 当組合において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 選考方法及び実施日  
選考方法：登録者の中から書類選考の上、面接試験  
面接実施日：書類選考後、面接の日程を連絡します。
- 通知等 面接試験を実施した方に文書で通知します。
- 採用予定日 令和3年4月1日以降で応相談
- 勤務日数・時間
  - ・勤務日数  
原則、月～金曜日の週5日以内の勤務  
※シフトにより、土・日・祝日が勤務日となる場合があります。

● 勤務時間

8：30～17：00のうち1日7時間30分以内。休憩時間1時間（勤務時間による）

※シフトにより早出・遅出勤務がある場合があります。

● 休日

原則、土・日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）※シフトにより異なります

● 職種・職務内容

看護補助者	入院患者の介助 （配膳、食事・入浴介助、清拭、シーツ・おむつ交換等）
事務補助員	一般事務の補助業務全般 （健診の内容など各種記録の入力処理や書類の整理等） ※医療事務経験者優遇

● 採用予定人員

職種	勤務時間	勤務日数	採用予定人員
看護補助者	1日7時間30分 ① 7：30～16：00 ② 8：30～17：00 ③ 10：30～19：00	週5日	若干名
	1日7時間30分未満 （応相談）	週5日未満 （応相談）	
事務補助員	1日7時間30分 8：30～17：00	週5日	1名

● 休暇等 任用期間、勤務日数に応じて年次有給休暇を付与します。

特別休暇として「忌引き」「夏季休暇」（有給）や「産休」「病欠休暇」「介護休暇」（無給）が取得できます。

● 社会保険等 任用期間、勤務時間に応じて健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

労働者災害補償保険等が適用されます。

● 身分・服務 地方公務員法上の服務に関する各規程が適用されます。

- ・服務の根本基準（地方公務員法第30条）
- ・服務の宣誓（地方公務員法第31条）
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ・秘密を守る義務（地方公務員法第34条）

- ・職務に専念する義務（地方公務員法第 35 条）
- ・政治的行為の制限（地方公務員法第 36 条）
- ・争議行為等の禁止（地方公務員法第 37 条）

● その他 会計年度任用職員から常勤職員への切替はありません

● 報酬等 ※人事院勧告等に伴い、報酬月額や各種手当等は変更される場合があります。  
※経験年数等により、報酬月額に個人差があります。

職種	勤務時間	勤務日数	報酬月額
看護補助者	1 日 7 時間 30 分	週 5 日	141,387 円～159,387 円
事務補助員	1 日 7 時間 30 分	週 5 日	141,387 円～149,903 円

・期末手当（賞与） 6 月と 12 月の年 2 回

令和 3 年度 6 月期：平均報酬月額×1.0 ヶ月 12 月期：平均報酬月額×1.0 ヶ月

令和 4 年度以降 6 月期：平均報酬月額×1.3 ヶ月 12 月期：平均報酬月額×1.3 ヶ月

※上記の例は、再度の任用を行った場合に適用されます。

※勤務した期間に応じて、期間率を乗じます。

※任期の定めが 6 か月以上且つ、週の勤務時間が 20 時間以上の会計年度任用職員を対象とします。

・通勤手当 通勤手当相当分を交通費（費用弁償）として支給します。（片道 2 k m 以上）

● 問い合わせ先

〒640-1141 和歌山県海草郡紀美野町小畑 1 9 8 番地

国保野上厚生総合病院 総務課 採用担当

☎ 0 7 3 - 4 8 9 - 2 1 7 8